



ヤングケアラーに気づくために

ヤングケアラーは家庭内の問題であり、表に出にくいものです。

また、子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」であるということを認識していない、周囲が異常に気づいていても家族の問題に対してどこまで介入すべきかが分からぬなどの理由から、必要な支援につながっていないケースもあります。

ヤングケアラーを把握し必要な対応を行うには、支援者の皆様の“気づき”が大切です。

気づきのヒント

有限責任監査法人トーマツ「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月）より

学校生活の様子	他者とのかかわり	家庭に関する情報	家庭訪問時等の様子	医療機関・窓口等での様子
<ul style="list-style-type: none"> ●欠席、遅刻、早退が多い ●不登校である ●保健室で過ごしている ●提出物が遅れがち ●持ち物がそろわない ●優等生でいつも頑張っている ●しっかりしすぎている ●服装が乱れている 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども同士より大人と話が合う ●周囲の人に気を遣いすぎる 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒からの相談 ●家庭訪問や生活ノート等にケアをしていると記載がある ●保護者が授業参観や面談に来ない ●幼いきょうだいの送迎をしている 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども・若者が、ケア対象者の介護・介助をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、日常の家事をしている姿を見かけることがある ●こども・若者が、常にケア対象者の傍にいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●ケア対象者の病状や家族構成（子とケア対象者のみである等）から、こども・若者にケアの負担がかかっていると懸念される ●こども・若者が、家族の付き添いをしている姿を見かけることがある（平日に学校を休んで付き添いをしている等）



ヤングケアラーの状態を知る

ヤングケアラーを支援につなぐにあたっては、本人の意思を尊重すること、本人や家族の想いを第一に考えることが重要です。本人との対話の中で緊急性を確認した上で、こどもが素直な気持ちを表せる信頼関係を大事にしながら、状況の把握をお願いします。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



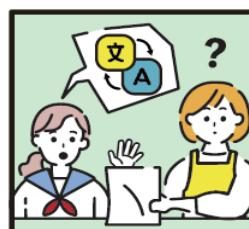
家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

ヤングケアラーの支援については、以下に連絡願います。

◆蓮田市こども家庭センター（市役所子ども支援課）

048-768-3111（土日・祝日・年末年始以外、8:30～17:15）

◆蓮田市子ども・若者総合相談センター（子育てコンシェルジュ）

048-764-4115（木・祝日・年末年始以外、9:00～17:00）